

コンプライアンス実務の現状と 競争法遵守のための 日本企業の取り組み

2016年9月2日

シャーマンアンドスターリング
外国法事務弁護士事務所
池田 祐久



本プレゼンテーションはシャーマンアンドスターリングによる法律上の助言を構成するものではありません。取りうる適正な対応や推奨措置については、案件固有の事情や案件遂行時における現行法制によって異なります。

Copyright © 2016 Shearman & Sterling LLP. Attorney Advertising. As used herein "Shearman & Sterling" refers to Shearman & Sterling LLP, a limited liability partnership organized under the laws of the State of Delaware.

【トレンド】コンプライアンスプログラムの重要性とコンプライアンスに対する関心はますます高まっている

コンプライアンスプログラムの評価についての司法省の立場

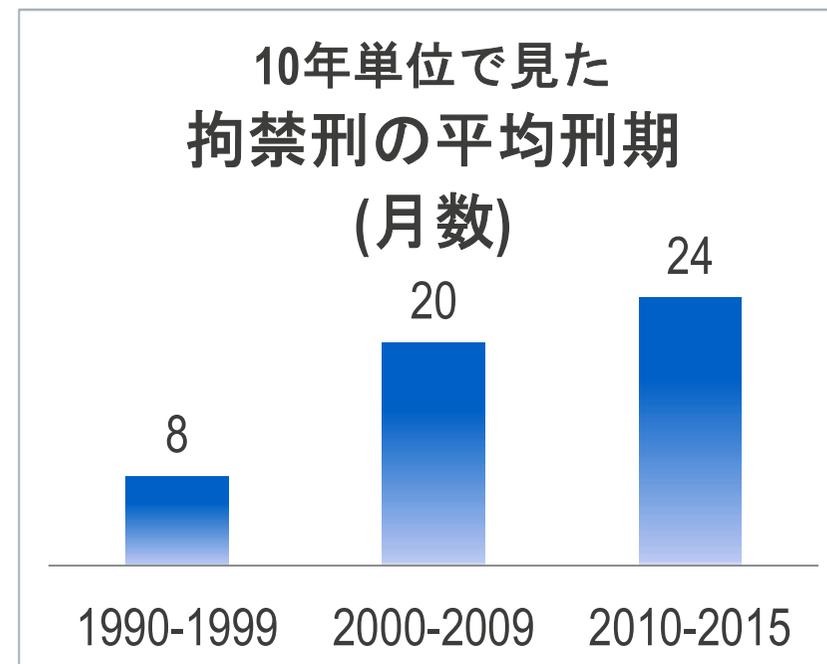
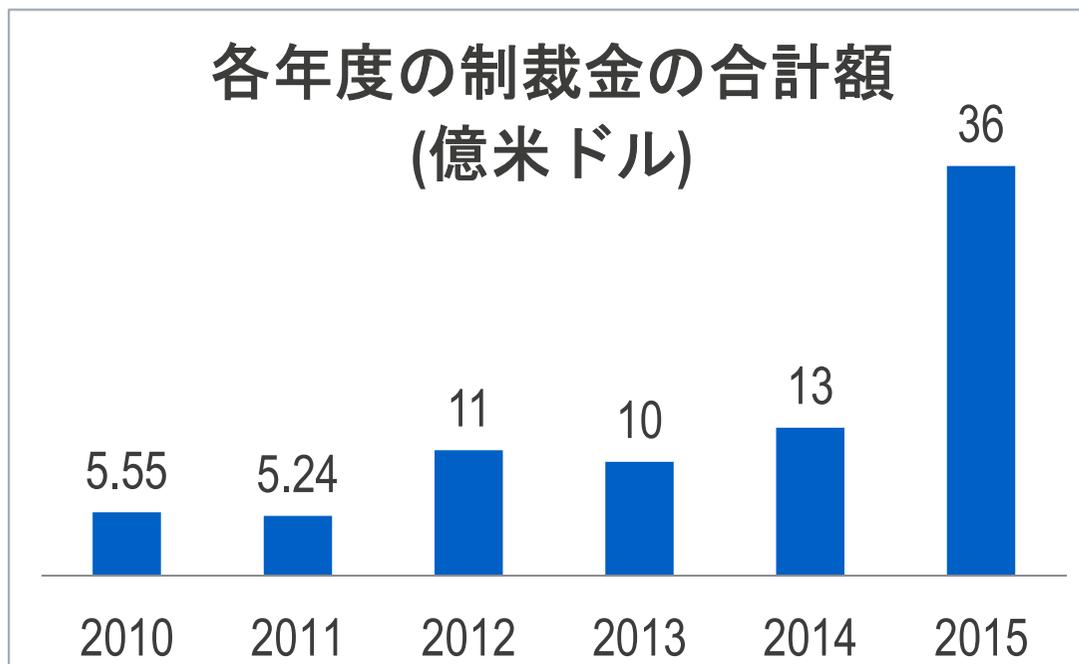
- 2015年5月、反トラスト局は初めて、企業 (Barclays PLC) について、同社のコンプライアンスの取組みを理由として「罰金の適度な減額」を受けられることを推奨する意見を出した
- 反トラスト局次長Snyder氏の発言
 - 「我々は、Barclaysが、自社のコンプライアンスおよび企業風土改善のために行ったことの実証において、シャーマン法違反で起訴された他行と比べて、明白な違いがあったと納得している。同社の取組みは単に将来見込まれていたものではなく、LIBOR捜査を受けて既に実行されていたものであり、我々は為替不正操作に関する捜査の過程でそれらの取組みの成果を目にした。そのような状況で我々は、刑事局とも協議のうえ、それは判決において考慮すべき要素であると判断した」

【トレンド】コンプライアンスモニターの積極的な運用

- 2015年、反トラスト局長Bill Baer氏は、反トラスト局は交渉による司法取引の一環として、より活発に独立の観察人(モニター)を用いる可能性があると言
- TFT液晶ディスプレイに関するAU Optronicsを相手取った長期に渡る訴訟において、AUOが価格設定行為の責任を認めなかった。裁判所は同社の保護観察規定の遵守を監督する観察人を任命した
 - AUOの観察人は、同社が「コンプライアンスプログラムの積極的な監督または検出された法令不遵守リスクへの対応」を怠っていた旨報告した
 - 両当事者は、AUOの保護観察期間の15ヶ月の延長を合意し、AUOには、追加のコンプライアンスレポートの提出が義務付けられた

【トレンド】カルテルに対する厳しい処罰

カルテル行為に関する処罰は厳しい水準で推移している



個人についても厳罰化の傾向にあり、刑期が長期化している(右図)

欧州の制裁金については、2015年は減ったものの、2010年以降高い水準で課されている

2015年9月、司法省は、企業の違法行為について個人の責任を問うための取組みを発表したメモ(「Yatesメモ」)を全ての検察官に送付した。Yatesメモは新たな法律の制定を伴うものではないが、個人の訴追に重点を置く司法省の姿勢を反映している

出典: 司法省 Division Update Spring 2016 <https://www.justice.gov/atr/criminal-enforcement-fine-and-jail-charts> 参照

【トレンド】文書破棄に対するより厳しい処罰

- 東海理化電機製作所は、価格設定および司法妨害で罰金1,770万ドルを科された(2012年)
 - 幹部の一人が、同社米国子会社に対する連邦捜査局の搜索令状が出されたことを知り、従業員に対し、電子データの削除および独占禁止法違反行為の証拠を含んでいそうな書面の破棄を指示した
- 株式会社デンソーの幹部は、違反行為について司法取引に応じ、米国で1年1日の拘禁刑に服することに同意した(2014年)
 - 当該幹部が、連邦捜査局の搜索令状の執行を知り、デンソーと競合他社との間の膨大な数の電子メールその他電子コミュニケーションを削除した

(海外当局から見た) 有効なコンプライアンス体制

①～⑨に関してグローバルな網掛けをした上でのローカル化

- ① 経営陣によるコミットメント
- ② 企業固有のリスクの評価
- ③ ポリシー（マニュアル）の文書化
- ④ コンプライアンス機能の自主独立性・リソース・探知能力と監査能力・調査能力
- ⑤ トレーニング
- ⑥ 懲戒を含めた適切な処罰、インセンティブ
- ⑦ 報復無き内部通報、外部通報
- ⑧ コンプライアンス体制の定期的な評価とアップデート
- ⑨ 有事の際の初動体制

■ 海外当局から見た日本企業のコンプライアンス体制の強みと脆弱性

コンプライアンスプログラムの設計

リスクの評価

違反リスク

- 行為の正当性が、裁判においてまたは競争規制当局により問題とされた場合に、独占禁止法の違反とみなされるリスク。違反リスクは一般的に、「当然違法」案件でもっとも高くなる

調査リスク

- 実際に何らかの違反が発生しているか否かに拘わらず、行為が調査を誘発するリスク

執行リスク

- 調査または説明要求がなされ、実態的に違反が認定された場合、事業に深刻な悪影響を及ぼすような執行が行われるリスク

独占禁止法コンプライアンスプログラムの設計 リスクの評価

行為の種類	違反リスク		調査リスク		執行リスク	
	米国	EU	米国	EU	米国	EU
ハードコア違反	当然違法	当然違法	高	高	高	高
集団ボイコット	当然違法	当然違法	高	高	中	中
競合会社間の適法な協定	合理の原則だが 当然違法の場合もあり	合理の原則だが 当然違法の場合もあり	高	高	適宜	適宜
合併／ジョイントベンチャー	合理の原則	合理の原則	高	高	高	高
基準設定	合理の原則だが 当然違法の場合もあり	合理の原則だが 当然違法の場合もあり	高	高	低	中
独占	略奪的価格設定	構造化合理の原則	低	中	高	高
	搾取的価格設定	該当なし	該当なし	低	該当なし	適宜
	その他不公正な取扱い	合理の原則	合理の原則	低	高	適宜
垂直的協定	再販売価格維持	合理の原則(連邦)／違法(州)	適宜	高	低	中／高
	排他的取引	合理の原則	低	中	適宜	適宜
	一括販売	合理の原則	中	中	適宜	適宜
	抱き合わせ	構造化合理の原則	低	中	中	低
	領域的制限	合理の原則	合理の原則だが 当然違法の場合もあり	低	中	低
知的財産ライセンス供与 および技術譲渡	合理の原則だが 当然違法の場合もあり	合理の原則だが 当然違法の場合もあり	低	高	低	中／高

独占禁止法コンプライアンスプログラムの設計 企業の各種行為別の対応方針（事例）

実施しない
こと

法務部の承認
があれば
実施可

ガイドライン
を遵守した上
で実施

行為・提案

競合他社との会議・連絡*

第三者向け販売の価格その他条件についての合意または話合い



顧客・サプライヤー間の購入の対象となる製品および購入条件のみに関連する正当な話合い



市場分割もしくは顧客割当に関する合意もしくは話合い、またはある発注に関する入札・競争を行わない旨の合意



第三者に対する販売、マーケティングまたは流通に関する合意または話合い



一定の顧客またはサプライヤーと取引しない旨の共同合意



承認を受けた正当なプロジェクトに関係のない情報交換



生産水準、生産能力、費用または利益率に関する合意または話合い



競合社間で競合していない製品に関する協力・共同開発に係る話合い



合法的な紛争解決に関する話合い



コンプライアンスマニュアルの事例

第1章 本マニュアルについて

第2章 競争法の概要

第3章 ケーススタディQ&A

A. 競争会社との関係

情報交換

競争会社による値上げへの同調行為

引下げ協定

顧客、販路の制限

共同ボイコット

相互OEM/スワップ取引

共同製造会社や共同販売会社の設立、総代理店契約

共同購入

B. 事業者団体との関係

①事業者団体による価格制限

②事業者団体による規制

C. 取引先との関係

①不当廉売

②取引拒絶

③抱き合わせ販売

④販売地域制限

⑤再販売価格拘束

⑥競争品の取扱制限

D. その他

購入カルテル

第4章 競争法違反が懸念される場合の対応方法

第5章 当局からコンタクトを受けた場合の対応方法

第6章 書類等の作成・保管上の注意点

第7章 競争法遵守の重要性、違反した場合の影響

第8章 補足資料

【平時における対応】 知識の周知徹底に関するマニュアルの事例

本マニュアルの使い方

- ① 全体に目を通して、当社グループに適用され得る競争法の全体像をおおまかに把握して下さい。
- ② 「行ってはいけないこと」を把握して下さい。
- ③ 日常業務を行うなかで疑問が湧いたときや困ったときに参考にして下さい。
- ④ 競争法や本マニュアルの内容について、疑問、質問、懸念事項等があれば、どんなことでも、いつでも法務部まで遠慮なくご相談下さい。
- ⑤ 決して、独断で行動したり、放置しないようにして下さい。

必ず相談してください

本マニュアルで解説している事例は、あくまで例として使用されており、現実の事案においては、様々な要因を総合的に考慮して対応を検討する必要があります。したがって、会社の対応方針等を決定する際には、本マニュアルに似た事例がある等の理由で独自に判断せず、必ず上司に相談の上、法務部に相談して下さい。

また、本マニュアルや各国・地域の競争法について知りたいこと、疑問、質問、懸念事項等があれば、どんなことでも、独断で行動したりそのまま放置せず、いつでも遠慮なく法務部にご相談下さい。

【平時における対応】

競争法に関する注意喚起 マニュアルの事例

質問： 競争会社との会合で価格や数量を話題にすることは独占禁止法上問題となりますか

回答： カルテルの存在を示す間接的な証拠とされるおそれがあります。

- 特に価格調整や需給バランス等変動が予想される場合には、競争会社間の会合に参加すること自体を差し控えるようにしてください。
- 会合に参加した場合でも、価格や数量に関する取り決めが話題になったときは、その場で、カルテルに該当する行為が自社の方針により禁止されていること、取り決め自体に反対する意思を明確に表明した上で退席してください。
- 上記を行った上で、後々の証拠とするため、このような会合において取り決めに反対する意思を表明したことを示す報告書を作成して上司に提出し、相談するようにしてください。

解説：

(略)

- 最近の欧米の事例では、明らかな反競争的行為を行う医師がない場合においても、競合会社間で情報交換することを問題視されています。特に欧州では、価格、費用、数量、個別の顧客、また、とりわけそれらに関する戦略や計画等の情報を競争会社間で交換すると、たとえカルテルが存在したと認定されなくとも当局から問題視されることが考えられます。十分に注意してください。

【平時における対応】

欧米競争法に関する注意喚起 マニュアルの事例

米国におけるリニエンシー制度

米国にも日本と同様の制度があります。リニエンシー制度（またはアムネスティ制度）と呼ばれ、司法省に協力する会社・個人は、カルテルへの関与を最初に申告し、司法省に全面的に協力し、その他合意された条件を遵守することにより、有罪判決、罰金および拘禁刑を回避できます。

最初に自己申告した場合…（略）

日常業務において国内外の減免制度の活用を検討すべき場面

日常業務の中で下記のような場面に遭遇したら、各国・地域にある課徴金等の減免制度の適用申請を検討する必要があるかもしれません。一刻を争いますので、すみやかに法務部にご相談・ご報告ください。

1. 他社と共同で行っている情報交換、示し合わせが「不当な取引制限」に該当するかもしれないと気づいた。
2. 他社に対して行っている制限行為が、「私的独占の禁止」に該当するかもしれないと気づいた。

5. 競争会社・取引先に、従来取引について、公正取引委員会等からヒアリングの要請等のコンタクトがあったとの情報が入った。
6. 競争会社に公正取引委員会等の競争法当局の立入検査が入ったとの情報が入った。
7. 日本国内外で、競争会社が課徴金減免制度の適用を申請したとの情報が入った。

【平時における対応】 文書管理に関するマニュアルの事例

書類の作成・保管・廃棄は、手続きを守って適切に行って下さい。

- ・当社にとって有利な証拠でも、保管手続きが守られていない場合には証拠の信憑性を疑われる場合があります
- ・廃棄の手続きに従わず、いい加減に廃棄を行っている場合、会社にとって不利な証拠を意図的に隠蔽したとみなされ、不利な扱いを受ける場合があります（特に米国での紛争に巻き込まれた場合）

以下のような表現は誤解を生みかねません。無用に使わないようご注意ください。

- ・「この話（会合の事実等）は秘密にしておいて下さい」
- ・「読んだ後は破棄して下さい」
- ・「業界としては、こう考える（〇〇が望ましい）」
- ・「業界方針として合意した」
- ・「マーケットリーダーに追随して値上げを行いたい」

【平時における対応】 文書管理

- 書類保全ポリシーの雛形の作成
- 秘匿特権の対象となる書類の選別
- ITシステムの把握
- メールの管理、チェーンメールを避ける、メールの写しを誰に入れるか
- 文書作成方針・保存や破棄の方針の確認
- 社内報告・意思決定プロセスの確認
- 同業他社との接触状況の把握、接触ルールの作定
- 競合する商品・サービス等のある他社が当局調査の対象となっている場合は、たとえ調査の対象となっている製品が関係のないものであっても注意

【緊急時の対応】 初動対応

- 必要になる局面
 - 実際にカルテル行為の疑いが生じた場合
 - 当局による立ち入り調査や召喚状・調査票の発行
- 初動対応の内容
 - 弁護士への即時の連絡
 - アムネステイ申請の検討、申請
 - 立ち入りへの立ち合い
 - 秘匿特権（privilege）が成立する文書への対応
 - 書類保全の実施・eディスカバリーへの対応
 - 米国への出張・旅行の制限、入国等に身柄を確保された場合の会社・個人としての対応
 - 効果的・効率的な社内調査の開始
 - グループ会社内、特に海外子会社とのスムーズな連携

【緊急時の対応】 マニュアルの事例

欧米の当局による立入検査またはその後のヒアリング要請

欧米の当局も、書面による情報提供の要請や、当局担当者による非公式な電話による聞き取り調査の要請などを行ってることがあります。また、米国司法省の担当者がFBI捜査官と共に捜索状を携え、前触れもなく立入検査を行うことがあります。欧州の当局である欧州委員会も同様に、いわゆるドーンレイドと呼ばれる抜き打ち立入検査を行う場合があります。

欧米の競争法当局から情報提供の要請や立入検査があった場合は、すみやかに法務部にご相談下さい。

【緊急時の対応】 継続的課題

- 当局の調査への対応
 - 弁護士を通じた当初の対応方針および調査期限の海外当局との交渉
 - 弁護士を通じた調査対象者および対象書類に関する海外当局との交渉
 - 秘匿特権の扱い
 - 予想される課徴金や個人に対する刑罰や影響の推定、社内体制や予算の確保
- カルテル行為に関与した疑いのある個人の処遇
 - 海外当局に対し個人を代理する弁護士を確保し、管理する
- 対応は長期にわたる可能性がある
 - コスト管理の手法

トレーニング

外部弁護士によるトレーニング資料の事例

SHEARMAN & STERLING LLP

Q&A – 事業者団体

- あなたは事業者団体の会合に参加している。同団体は規則上価格協定を厳格に禁止しているため、価格について一切話し合ったことはない
- 会合の中で参加者のひとりが、金融危機の際、顧客の支払が延滞していたため、顧客の支払期限の繰り延べ条件の標準化を事業者団体が図るべきであると考えたと発言した
- あなたがとるべき行動は
 - A. 話合いに参加する。事業者団体は規則上価格協定は禁止しているが、これは価格協定ではないので許容範囲内
 - B. 問題があるかもしれないので、発言せずに黙って聞く
 - C. 問題だと思うので、退席する
 - D. 退席し、退席の事実を議事録に記載するように求め、法務部に経緯について相談する



Privileged and Confidential
Contains Legal Advice

20

Contains Legal Advice

sociation, which has
sed
nancial crisis,
inks that the trade
n which each member

es against price-fixing,

ur firm as well

ur departure; discuss the



16